

(イ) (七一五)は昭和四八年×月×日生まれの女性、(七一六)は平成一四年×月×日生まれの女性である。(七一五)は、(七一)の妹であり、(七一六)は、(七一五)の子である。(七一五、六)は、福島県いわき市において、借家に同居していた。

#### (2) 避難の経緯

(七一)は、本件事故後、アメリカの在留アメリカ人に対する対応をテレビで聞いて、被ばくに関して強い不安感を持ったが、学校の姿勢が子どもを放射能から守ろうとしないように感じられ、子どもをそのまま福島県いわき市で生活させることに不安を抱いて、避難を決意した。(七一～六)は、平成二三年三月十七日、福島県いわき市から神奈川県へ避難し、同月二六日に福島県いわき市に戻った。(七一～六)は、平成二三年六月八日、福島県いわき市から秋田県へ避難し、(七一、二、三)は平成二四年二月頃に福島県いわき市へ戻った。(七一～四)が秋田県へ避難した後も、(七一)は福島県いわき市の自宅に居住していた。(七一～三)は、平成二四年三月二九日、福島県いわき市から京都市へ避難した。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年七月から平成二七年八月までの間に、(七一～六)は、面会交流や親族との面会のため、秋田県や京都市を訪問したり、福島県いわき市へ一時帰宅したりした。そのうち、平成二三年七月から平成二四年二月までの間、(七一)は、(七一、二、三)に面会するために、月一回の頻度で、秋田県を訪問した。

#### (4) 損害額

##### ア 概要

(七一)の神奈川県及び京都市への避難、(七一、二、三)の神奈川県、秋田県及び京都市への各避難、(七一、四、五)の神奈川県及び秋田県への各避難は相当であると認められる。これらの避難に伴う損害のうち、(七一～三)については、神奈川県への避難交通費、秋田県への避難及び同県での避難生活により生じた損害、並びに京都市へ避難した日を含む月である平成二四年三月から平成二六年二月末日までの二年間に生じた損害を本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(七一、四～六)については、神奈川県への避難交通費及び秋田県へ避難した日を含む月である平成二三年六月から平成二五年五月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号七)のとおりである。

##### イ 移動交通費

###### (ア) 避難交通費関係

a (七一～三)の神奈川県並びに京都市への避難及び(七一、二、三)の秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額又は実額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号七)のとおり、かかる損害額は合計五万六八〇〇円(三万二八〇〇円と一万二〇〇〇円と一万二〇〇〇円の合計額)と認めるのが相当であり、これは(七一)に生じた損害と認める。

b (七一、四)の神奈川県及び秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。実額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号七)のとおり、かかる損害額は六八〇〇円と認めるのが相当である。

c (七一、五、六)の神奈川県並びに秋田県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。実額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号七)のとおり、かかる損害額は合計一万〇二〇〇円(六八〇〇円と三四〇〇円の合計額)と認めるのが相当であり、これは(七一、五)に生じた損害と認める。

###### (イ) 面会交流交通費関係

(七一～六)が面会交流や一時帰宅に要した費用のうち、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号七)のとおり、平成二三年七月から平成二四年二月頃までの間に、(七一)が(七一、二、三)に面会するために要したと認められる一〇万八八〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(七一)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

###### (ウ) 小括

したがって、移動交通費として、(七一)に一六万五六〇〇円を、(七一、四)に六八〇〇円を、(七一、五)に一万〇二〇〇円を損害と認める。

##### ウ 動産損害

###### (ア) (七一～四)について

(七一)の離婚に伴って家財を喪失したことは、本件事故と相当因果関係があるとは認められないが、(七一～四)が秋田県や京都市に避難するまでの間は、少なくとも夫が自宅に住んでいたのであるから、(七一～四)と夫が別居しており、世帯分離を生じたことは明らかである。したがって、家財道具購入の必要性があり、その費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認められるから、家財道具購入費用として、三〇万円を損害と認め、(七一)の損害と認める。

###### (イ) (七一、五、六)について

(七一、五、六)は、世帯全体で避難したことが認められるから、家財道具購入費用として、一五万円を損害と認め、(七一、五)に生じた損害と認める。

##### エ 生活費増加費用

###### (ア) 二重生活に伴う生活費増加分

平成二三年六月から平成二四年二月までは、(七一)及び夫と(七一、二～四)は別居しており、平成二四年三月から(七一)及び夫が離婚する平成二五年八月まで、(七一～三)と(七一、四)と夫が別居していたから、世帯分離が生じており、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。平成二五年九月以降は、(七一～三)と(七一、四)が別居しているが、(七一、四)の秋田市への避難から二年を経過しているから、生活費の増加を認めることはできない。そして、世帯分離していた合計二七か月について、一か月あたり一万円を認め、生活費増額分を(七一)と(七一、四)が三対二の割合で負担していたと認め、合計二七万円の生活費増加分について、(七一)に一六万二〇〇〇円を、(七一、四)に一〇万八〇〇〇円を、それぞれ生じた損害と認める。

###### (イ) 避難雑費

a (七一～六)の避難に伴い、面会交流や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。

b (七一一～三)については、平成二三年六月から平成二四年二月までの間、(七一二、三)が避難していた分として、避難雑費一八万円と、平成二四年三月から平成二六年二月末日までの間、(七一一～三)が避難していた分として、避難雑費七二万円について、合計九〇万円を(七一一)に生じた損害と認める。

c (七一四)については、平成二三年六月から平成二五年五月までの間、避難雑費合計二四万円を損害と認め、(七一一)に生じた損害と認める。bとの合計額は、一四万円である。

d (七一五、六)については、平成二三年六月から平成二五年五月までの間、避難雑費合計四八万円について、(七一五)に生じた損害と認める。

#### オ 就労不能損害

(七一一)が避難後、就労不能損害を被ったと認めるに足る証拠はない。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(七一一～六)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(七一一、四、五)は各三〇万円、(七一二、三、六)は、各六〇万円が相当である。

#### (5) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(七一一)に対して一二万円、(七一二)に対して七二万円、(七一三)に対して七二万円、(七一四)に対して一二万円、(七一五)に対して一二万円、(七一六)に対して七二万円をそれぞれ支払っていることが認められる。これら既払金合計二五二万円のうち、(七一一)に三六万円を、(七一二)に六〇万円を、(七一三)に六〇万円を、(七一四)に一二万円を、(七一五)に二四万円を、(七一六)に六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号七)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(七一一)につき、一七万〇七六〇円を、(七一二)につき、〇円を、(七一三)につき、〇円を、(七一四)につき、二万九四八〇円を、(七一五)につき、七万〇〇二〇円を、(七一六)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

#### (7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号七)の認容額欄記載のとおりである。

### 八 原告番号八一一～三について

#### (1) 世帯の概要

(八一)は昭和四五年×月×日生まれの男性、(八二)は昭和四八年×月×日生まれの女性、(八三)は平成二三年×月×日生まれの女性である。(八一)は、(八一、二)の子である。(八一～三)は、本件事故当時、福島県郡山市において、借家に居住していた。

#### (2) 避難の経緯

平成二三年七月頃、自治会が町内で線量を計測したところ、(八一～三)の自宅の溝から四・九 $\mu$ Sv/hの線量を記録したことから、このような場所で子を安全に育てることはできないと考えて、避難を決意し、(八一～三)は、同年一〇月一七日、福島県郡山市から京都市へ避難した。なお、(八一～三)は、平成二七年四月、京都市から福島県須賀川市へ移転した。

#### (3) 一時帰宅の経過

平成二三年三月から平成二三年一二月までの間に、(八一～三)は、複数回、一時帰宅した。

#### (4) ADR 手続における和解

平成二五年一月二七日、(八一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は一六四万三六六二円の支払義務を認め、(八一～三)に対し、中間指針追補に基づく既払金七六万円を除いた残額の八八万三六六二円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項については、和解条項における各損害項目のうち、精神的損害、避難雑費の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(八一～三)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年一〇月から平成二五年九月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、下記及び別紙損害額等一覧表《略》(原告番号八)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 交通費

(八一～三)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号八)のとおり、かかる損害額は八八〇八円と認めるのが相当であり、これは(八一)に生じた損害と認められる。

###### (イ) 引越関連費用

(八一～三)の避難の際に要した引越等の費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は五万二八五一円と認めるのが相当であり、これは(八一)に生じた損害と認める。

###### (ウ) 一時帰宅費用

(八一～三)が一時帰宅に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号八)のとおり、平成二三年三月から同年一二月頃までの間に要したと認められる九万三七七七円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

###### (エ) 避難雑費

(八一～三)の避難に伴い、家財道具購入費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(八一～三)が避難していた平成二三年一〇月から平成二五年九月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七二万円について、(八一)に生じた損害と認める。

#### ウ 生活費増加費用（家財道具購入費用）

（八―一～三）が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは（八―一）に生じた損害と認める。

#### エ 動産（家財道具）価値損失損害

（八―一～三）は、自宅にある家財道具について、本件事故による損害を被った旨主張するが、本件事故により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。

#### オ 営業損害

本件事故前の（八―一）が経営していたお好み焼き店における営業利益は、月額平均一九万七五八八円であったこと、避難したことによって同店の営業に関する権利を第三者に譲渡したこと、（八―一）は、平成二四年二月から避難先で就職したが、平成二四年一月には会社の統合により退社したこと、その後平成二五年四月以降は就労していることが認められる。平成二三年一〇月から平成二四年一月までの間及び平成二四年一二月から平成二五年三月までの間については、経営していたお好み焼き店の営業を辞めて、本件事故による避難を実行したため、就労できなかったものと認められる。避難先において就労していた期間については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、平成二三年一〇月から平成二四年一月末日までの間及び平成二四年一二月から平成二五年三月末日までの間の就労不能損害として、合計一五八万〇七〇四円（一九万七五八八円×八か月）を認めるのが相当である。

#### カ 廃業損害

（八―一）が経営していたお好み焼き店を営業譲渡したことによる廃業損害について、原告が主張する取得時と譲渡時の差額は、損害賠償請求の場合のいわゆる差額にはなり得ないし、本件事故前の価格と譲渡価格の差も、認めるに足りる証拠はない。また、そもそも譲渡すること自体が本件事故と相当因果関係があるとは認められない。

#### キ 精神的損害（慰謝料）

（八―一～三）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、（八―一、二）は各三〇万円、（八―三）は六〇万円が相当である。

#### （6） 既払金の充当

被告東電は、直接請求に基づいて、（八―一）に対して二万円、（八―二）に対して二万円、（八―三）に対して七二万円を支払っており、ADR 手続における和解に基づいて、（八―一～三）に対して一六四万三六六二円（うち七六万円（（八―一、二）に対する各八万円、（八―三）に対する六〇万円）は直接請求により既に支払われたものとして控除され、八八万三六六二円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計一八四万三六六二円のうち、（八―一）に一一二万三六六二円を、（八―二）に二万円を、（八―三）に六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号八）の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### （7） 弁護士費用

弁護士費用は、（八―一）につき、二二万六二二円（一七万八二四八円とADR 手続分四万七八七四円の合計）を、（八―二）につき、一万八〇〇〇円を、（八―三）につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

#### （8） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号八）の認容額欄記載のとおりである。

### 九 原告番号九―一～四について

#### （1） 世帯の概要

（九―一）は昭和四〇年×月×日生まれの女性、（九―二）は昭和六二年×月×日生まれの女性、（九―三）は平成五年×月×日生まれの女性、（九―四）は平成七年×月×日生まれの男性である。（九―二～四）は、いずれも（九―一）の子である。本件事故当時、（九―一、三、四）は、（九―一）の両親とともに福島市において、（九―一）の父が所有する家にて同居しており、（九―二）は、就職して、福島県会津若松市に居住していた。なお、（九―三）は、平成二四年四月頃から香川県で、（九―四）は、平成二六年四月頃から大阪府でそれぞれ居住している。

#### （2） 避難の経緯

（九―一）は、平成二三年三月一二日、東京にいる長男や元夫からすぐに逃げるように言われたため、長女のアパートへ避難することを決意し、（九―一、三、四）は、平成二三年三月一二日、福島市から福島県会津若松市へ避難し、同月一四日、福島市へ戻った。

また、（九―一）は、平成二三年四月頃から、放射能についての講演会等で勉強するなどし、同年七月にあった学習会に参加して、子どもの健康被害を案じたため、避難を決意し、（九―一、三、四）は、同年八月三日から四日にかけて、福島市から京都市へ避難した。（九―二）は、同月二日、福島県会津若松市から京都市へ避難した。

#### （3） 一時帰宅の経過

（九―一～四）は、平成二三年三月から平成二七年一〇月までの間、複数回、冠婚葬祭等のため、福島市へ一時帰宅している。

#### （4） 損害額

##### ア 概要

（九―一、三、四）の福島県内における一時避難及び京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難交通費及び京都市へ避難した日を含む月である平成二三年八月から平成二五年七月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。（九―二）の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係のあるものではない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号九）のとおりである。

##### イ 避難費用

###### （ア） 交通費

（九―一、三、四）の福島県会津若松市及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（公共交通機関）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号九）のとおり、かかる損害額は八万六四〇〇円（二万八八〇〇円と二万八八〇〇円と二万八八〇〇円の合計）と認めるのが相当であり、これは（九―一）に生じた損害と認める。

## (イ) 引越費用

(九一、三、四)の避難の際に要した引越費用は、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

## (ウ) 一時立入費用

(九一、三、四)が冠婚葬祭等のため、一時帰宅に要した費用は、前記第一で述べたとおりであり、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認められない。

## (エ) 避難雑費

(九一、三、四)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(九一、三、四)が避難していた平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七二万円について、(九一)に生じた損害と認める。

## ウ 生活費増加費用

## (ア) 家財道具購入費用

(九一、三、四)は、(九一)の両親と同居していたが、本件事故による避難によって、別居せざるを得なくなり、世帯分離が生じたため、新たに家財道具を購入する必要が生じたと認められる。したがって、家財道具購入費用として三〇万円を要したものと認め、(九一)に生じた損害と認める。

## (イ) 生活費増加費用

(九一、三、四)は同居していた世帯を三名と二名で分離して生活することとなり、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり三万円の増加が相当因果関係のある損害と認め、合計七二万円について、(九一)に生じた損害と認める。

## エ 就労不能損害

(九一)は、避難前に月額平均一七万三一三六円の収入があったが、避難時に退職したこと、平成二三年九月一〇日に避難先において就職したことが認められる。平成二三年八月三日から平成二三年九月九日までの間については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められ、それ以降については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、(九一)の主張する範囲内で、就労期間一か月余に当たる二〇万円の就労不能損害を認めるのが相当である。

## オ 放射線検査費用

(九一、三、四)は、いずれも、本件事故によって放射線への恐怖にさらされたといえ、そのことによって放射線検査を受けることは相当であるといえるから、放射線検査費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。もっとも、検査を受けたこととその費用については、(九一)作成の陳述書しか証拠提出されていないが、避難者が避難先で検査を受けるのは自然で合理的な行動であるし、検査機関の名(Aクリニック)や検査結果も明らかにされている上、他の原告らの事例からしても、検査費用が不当とはいえないことからして、上記陳述書は信用することができる。したがって、同陳述書により、(九一)につき四二四〇円を、(九一四)につき四九二〇円を、それぞれ損害と認めるのが相当である。(九一二)の放射線検査費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

## カ 精神的損害(慰謝料)

(九一、三、四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(九一)は三〇万円、(九一三、四)は各六〇万円が相当である。(九一二)は、自主的避難等対象区域外の居住者であり、その避難は、自主的避難区域の居住者の避難の場合と同等又は準じる場合ともいえないから、避難に伴う精神的損害は認められない。そして、その居住場所(福島県会津若松市)は、福島第一原発までの距離が約九九kmで、自主的避難等対象区域が概ね含まれる福島第一原発八〇km圏内を越えること、本件事故直後の空間線量が特段高いと認めるに足りる証拠もないことから、本件事故による恐怖及び不安の点においても、慰謝料を認めるのが相当とまでは認められない。

## (5) 既払金の充当

被告東電は、(九一)に対して二二万円、(九一三)に対して七二万円、(九一四)に対して七二万円を支払っていることが認められる。これら既払金合計一五六万円のうち、(九一)に三五万〇八四〇円を、(九一三)に六〇万四二四〇円を、(九一四)に六〇万四九二〇円を、各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号九)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた損害額に充当する。

## (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(九一)につき、一九万七五五六円を、(九一二)につき、〇円を、(九一三)につき、〇円を、(九一四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

## (7) まとめ

以上を踏まえると、各原告の認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号九)の認容額欄記載のとおりである。

## 一〇 原告番号一〇一〜三について

## (1) 世帯の概要

(一〇一)は昭和三八年×月×日生まれ的女性、(一〇二)は昭和四九年×月×日生まれ男性、(一〇三)は平成一五年×月×日生まれ的女性である。(一〇三)は、(一〇一、二)の子である。(一〇一〜三)は、本件事故当時、福島市において、自宅(持ち家)に居住していた。(一〇二)は、(一〇一、三)が避難した後も、福島市の自宅に居住したままであった。

## (2) 避難の経緯

(一〇一、二)は、本件事故後、アメリカが半径八〇km以内の住民を避難させるべきであると連絡してきたことが新聞に書かれていたこと、福島市は、中心部が福島第一原発から六〇km程度であること、テレビのニュースで福島市の放射線量が約三〇 $\mu$ Sv/hと表示されていたことなどから、健康への影響を心配し、(一〇一、三)を先に避難させることを決意し、

(一〇一、三)は、平成二三年三月一九日、福島市から千葉県(一〇一の実家)へ避難したが、(一〇三)の学校の新学期が始まるため、同年四月三日、福島市へ戻った。また、(一〇一、三)は、平成二三年四月一日、福島市から長野県へ避難し、同年一月一日、長野県から京都市へ移転した。京都市への移転は、長野市での放射線被害を恐れたこと、

及び京都市が、避難者を受け入れ、賃料の負担のない宿舎を提供していたことが理由である。なお、(一〇一～三)は、平成二五年一二月、大分県へ移転した。

#### (3) 面会交流の経過

平成二三年三月から平成二五年一二月までの間に、(一〇一～三)は、複数回、面会交流のために京都市や千葉県を訪問した。そのうち、(一〇二)は、(一〇三)に面会するために、平成二三年四月から一二月までの間は長野県へ、平成二三年一月から平成二五年一二月までは京都市へ、それぞれ訪問した。

#### (4) 損害額

##### ア 概要

(一〇一、三)の千葉県及び長野県への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、千葉県への避難交通費及び長野県へ避難した日を含む月である平成二三年四月から平成二五年三月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一〇)のとおりである。

##### イ 避難費用

###### (ア) 避難交通費

(一〇一、三)の千葉県及び長野県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また(一〇一、三)の京都市への移転も、長野では家賃を負担していたところ、家賃の負担がない住居の提供がなされている京都市へ移転しているのであり、家賃を抑えて生活の安定を図るためといえることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号一〇)のとおり、かかる損害額の合計は七万五、六〇〇円(五万五、二〇〇円と二万〇、四〇〇円の合計額)と認めるのが相当であり、(一〇一)に三万七、八〇〇円、(一〇三)に三万七、八〇〇円、それぞれ生じた損害と認められる。

###### (イ) 面会交流交通費

(一〇一～三)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号一〇)のとおり、平成二三年四月から平成二五年三月頃までの間に、(一〇二)が(一〇三)に面会するために要したと認められる。標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、二年間二四回分合計九二万三、二〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(一〇二)に生じた損害と認める。その余の面会交流交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

###### (ウ) 避難雑費

(一〇一、三)の避難に伴い、平成二三年四月から面会交流費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められ、(一〇一、三)が避難していた平成二三年四月から平成二五年三月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(一〇二)に生じた損害と認める。

##### ウ 生活費増加費用

###### (ア) 家財道具購入費用

(一〇一、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一〇一、三)と(一〇二)は別居しており、世帯分離が生じていることを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(一〇一)に生じた損害と認められる。

###### (イ) 生活費増加費用(二重生活)

前記のとおり、避難後、平成二三年四月から長期間世帯分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、避難雑費と同様に、世帯分離していた平成二三年四月から平成二五年三月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(一〇二)に生じた損害と認める。

##### エ 甲状腺検査関連費用

(一〇一～三)が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として一万八、七四〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(一〇一～三)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用一万八、七四〇円は、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、(一〇二)に生じた損害と認める。

##### オ 精神的損害(慰謝料)

(一〇一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一〇一、二)は各三〇万円、(一〇三)は六〇万円が相当である。

#### (5) 既払金の充当

被告東電は、(一〇一)に対して一十二万円、(一〇二)に対して一十二万円、(一〇三)に対して七十二万円を支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、(一〇一)に対して一十二万円、(一〇二)に対して二〇万二、二〇〇円、(一〇三)に対して六三万七、八〇〇円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一〇)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(一〇一)につき、五万七、七八〇円を、(一〇二)につき、一九万九、九七四円を、(一〇三)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

#### (7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一〇)の認容額欄記載のとおりである。

#### 一 原告番号一～四について

##### (1) 世帯の概要

(一～一)は昭和三八年×月×日生まれの男性、(一～二)は昭和四三年×月×日生まれの女性、(一～三)は平成一三年×月×日生まれの女性、(一～四)は昭和九年×月×日生まれの女性である。(一～三)は、(一～一、二)の子であり、(一～四)は(一～一)の母である。(一～一～四)は、本件事故当時、福島市において、(一～四)が

所有する自宅（持ち家）に居住していた。

#### (2) 避難の経緯

(一―一―)は、本件事故の映像をテレビで見たときから避難しなければならないと考えていたが、ガソリンが不足しており、避難できなかったが、平成二三年三月一六日、テレビのニュースで福島市の水道水から放射性物質が検出されたと聞いて、避難を決意した。(一―一―～四)は、平成二三年三月一六日、福島市から山形県へ避難し、同年三月一八日、(一―一―)は福島市へ戻り、(一―一―～四)は北海道へ移転した。(一―一―四)は、同年四月八日、(一―一―二、三)は同月二四日、それぞれ福島市へ戻った。(一―一―二、三)は、同年五月一〇日、福島市から福島県喜多方市へ避難し、同年七月二四日、福島市へ戻った。(一―一―二、三)は、同年八月二三日、福島市から沖縄県での一時滞在を経て、京都市へ避難した。(一―一―一)は、山形県に避難した期間を除き、本件事故後も福島市の自宅に残って生活している。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年三月から平成二四年八月までの間に、(一―一―二、三)は一時帰宅し、(一―一―一)は、複数回、面会交流等のために、福島県喜多方市や京都市を訪問するなどした。このうち、(一―一―一)は、(一―一―三)と面会するために、平成二三年五月から七月までの間、週一回、福島県喜多方市へ訪問しており、平成二三年九月から平成二四年八月までの間に、合計一〇回、京都市を訪問した。

#### (4) ADR 手続における和解

平成二五年一〇月三一日、(一―一―一～四)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四一八万八八四円の支払義務を認め、既払金八四万円を除いた残額の三三四万八八四円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費)、精神的損害、避難雑費の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(一―一―一～四)の山形県への避難、(一―一―二、三)の福島県喜多方市及び京都市への避難は相当である。また、(一―一―二～四)の北海道への移転についても、友人宅へ避難するためであり、避難に伴う生活を安定させるためであって、相当と認められる。したがって、避難に伴う損害のうち、山形県、北海道並びに福島県喜多方市への避難・移転交通費、避難生活により生じた損害及び京都市へ避難した日を含む月である平成二三年八月から平成二五年七月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 避難交通費

(一―一―一～四)の山形県、福島県喜多方市並びに京都市への避難及び北海道への移転に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一)のとおり、かかる損害額は合計二一四四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(一―一―一)に生じた損害と認める。

###### (イ) 面会交通費

(一―一―一～四)が面会交流や一時帰宅に要した費用のうち、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一)のとおり、平成二三年五月から平成二四年八月頃までの間に、(一―一―一)が(一―一―三)に面会するために要したと認められる四八万九六〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(一―一―一)に生じた損害と認める。一か月に一回を超える場合があるが、避難開始後の期間では、全体として月一回程度に収まっていることから、同額を認めることに問題はない。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

###### (ウ) 送迎費用、一時立入費用、引越関連費用、宿泊費、共益費、その他(検査)交通費

(一―一―一～四)の避難生活の際に要した送迎費用、一時立入費用、引越関連費用、宿泊費、共益費、その他(検査)交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は送迎費用については五万〇四〇〇円、一時立入費用については八〇〇〇円、引越関連費用については合計一六万三七〇〇円、宿泊費については一万三二〇〇円、共益費については合計七八〇〇円、その他(検査)交通費は三万二〇八〇円と認めるのが相当であり、これらは(一―一―一)に生じた損害と認められる。

##### ウ 生活費増加費用

###### (ア) 二重生活に伴う生活費増加分

前記のとおり、平成二三年三月から(一―一―二～四)(平成二三年四月からは(一―一―二、三)のみ)と(一―一―一)が別居し、世帯内で分離して生活することになったのであるから、水道光熱費を含む生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離していた平成二三年三月については二万円を、平成二三年四月から同年七月までの間、一か月あたり三万円を、平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり三万円を、それぞれ世帯分離による生活費増加費用として認め、合計八六万円を(一―一―一)に生じた損害と認める。

###### (イ) 家財道具購入費用

避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離が生じていたことを踏まえると、かかる損害額は三万六〇三〇円と認めるのが相当であり、これは(一―一―一)に生じた損害と認められる。

###### (ウ) 学用品

避難生活の際に支出した学用品費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一萬五四七五円と認めるのが相当であり、これは(一―一―一)に生じた損害と認められる。

##### エ 就労不能損害

###### (ア) (一―一―一)について

(一一一)は、平成二三年一〇月までは月額三九万円及び年二回の賞与(六月、十二月)の収入があったこと、平成二三年一月から給与及び賞与が減少し又は支給されなかったこと、平成二三年一月から平成二四年三月までは給与が月額七万一二五〇円減少し、平成二四年四月から平成二六年三月までは給与が月額五万八七五〇円減少したこと、上記の各期間、賞与額に変動があり、平成二三年一〇月までの水準(各四〇万円)に満たなかったことが認められる。そのため、本件事故後、収入減少が認められるが、減収の原因には本件事故以外に本件地震の影響や事業の競争激化があることも否定できないこと、(一一一)は、山形県への短期間の避難を除くと、避難をしておらず、避難による損害が認められないこと等を踏まえると、本件事故による就労不能損害は、一二四万三三七〇円の限度で認めるのが相当である。

(イ) (一一二)について

(一一二)は避難前、パートで収入を得ていたが、本件事故による避難によって、退職したことが認められ、就労不能となったことによる損害は、三八万五八一九円と認めるのが相当である。

オ 放射線検査費用・ガイガーカウンター購入費

被ばくによる身体への影響を検査するための費用及びガイガーカウンター購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は検査費用につき五四八〇円、ガイガーカウンター購入費用につき五万円と認めるのが相当であり、これらは(一一一)に生じた損害と認められる。

カ 避難雑費

(一一二～四)の避難に伴い、面会交流交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(一一二～四)が避難していた平成二三年三月から同年四月までの間、及び(一一二、三)が避難していた平成二三年五月から平成二五年七月末日までの間、それぞれ一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。したがって、避難雑費合計六〇万円について、(一一一)に生じた損害と認める。

キ 精神的損害(慰謝料)

(一一一～四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一一一、二、四)は各三〇万円、(一一三)は六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(一一一)に対して八万円、(一一二)に対して八万円、(一一三)に対して六〇万円、(一一四)に対して八万円を支払っていること、(一一一～四)に対して、ADR手続において、四一八万八八四円(うち八四万円(一一一、二、四)に対する各八万円、(一一三)に対する六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、三三四万八八四円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計四一八万八八四円のうち、(一一一)に対して三〇四万二九九五円を、(一一二)に対して四六万五八一九円(三八万五八一九円と八万円の合計額)を、(一一三)に対して六〇万円を、(一一四)に対して八万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(一一一)につき、二三万六六五八円(一万四六五四円とADR手続分一二万二〇〇四円の合計)を、(一一二)につき、二万二〇〇〇円を、(一一三)につき、〇円を、(一一四)につき、二万二〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一)の認容額欄記載のとおりである。

一二 原告番号一二一、二について

(1) 世帯の概要

(一二一)は昭和三九年×月×日生まれの女性、(一二二)は昭和三五年×月×日生まれの男性である。(一二一、二)は、夫婦であり、本件事故当時、(一二一、二)の子である長男(平成七年×月×日生まれ。以下、一二において「長男」という。)と次男(平成一〇年×月×日生まれ。以下、一二において「次男」という。)とともに、福島市において、自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

ニュースで本件事故について聞き、友人の助言もあったことから、避難を決意し、(一二一、二)、長男及び次男は、平成二三年三月一日、福島市から京都市(一二一の実家)へ避難し、同年三月三十一日、長男は、進学のため、北海道へ移転した。(一二二)は同年四月一日、(一二一)と次男は同月五日、それぞれ福島市へ戻った。

また、次男の学校における放射線への対応が不十分と感じ避難することを決意し、(一二一)と次男は、同年九月二五日、京都市(借家)へ避難した。次男は、避難先の高校でトラブルを抱え、自主退学となった。なお、(一二一)と次男は、平成二六年七月五日、京都市から大阪府へ移転した。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年一二月から平成二七年八月までの間に、(一二一)と次男は、複数回、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(一二一、二)、長男及び次男の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、平成二三年三月頃の京都市への(一二一、二)の避難交通費及び(一二一)の同年九月に京都市へ避難した日を含む月である平成二三年九月から平成二五年八月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一二)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

(一二一、二)、長男及び次男の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害である。なお、長男及び次男は、運送契約の当事者であり、その費用分は、自ら請求できるのが原則であるから、別訴があれば、二重請求の問題が生じる。しかし、(一二一、二)は、長男及び次男の親権者であり、(一二一、二)に代わって請求し、しかも費用負担しているとみられるし、被告らもこの点を争ってはいないことから、損害から除外しないこととする。標準交通費一覧

表（公共交通機関）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号一二）のとおり、かかる損害額は合計一八万八八〇〇円（＝六万四〇〇〇円＋四万一六〇〇円×三）と認められ、これは（一二―一）に生じた損害と認める。なお、長男の京都市から北海道への移転については、本来福島市の自宅へ戻るところを、進学のために北海道へ移転したのであるから、福島市へ帰宅するのに要する費用の限度で損害と認める。

（イ） 一時立入（面会）交通費

（一二―一）及び次男が一時帰宅や面会に要した費用について、前記第一で述べたとおり、一時帰宅・面会交通費として、（一二―一）や次男が帰宅する費用は認められないが、次男が、福島市に残って生活していた（一二―二）と面会交流する利益はあることに加えて、これに関して（一二―一）は費用を支出していたのであるから、（一二―一）が平成二三年一二月から平成二五年八月までの間に支出した費用のうち、（一二―二）が避難先の京都へ訪問するのに要する費用の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。したがって、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号一二）のとおり、かかる損害額は合計二二万四〇〇〇円と認められ、（一二―一）に生じた損害と認める。（一二―一）は、夜行バスの使用で交通費を安くしていると述べるが、時期は、「最近」との内容となっており、上記認定を変更する必要はない。その余の一時帰宅・面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

（ウ） 引越費用

引越費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

（ア） 家財道具購入費用

（一二―一）及び次男が、避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、本件事故により、（一二―一）及び次男と（一二―二）は別居し、世帯分離が生じていたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは（一二―一）に生じた損害と認められる。

（イ） 家賃

平成二六年七月以降の大阪府における家賃については、時期からして、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 就労不能損害

（一二―一）は、パート勤務をしており、平成二三年一月から九月までに六二万二七三五円の収入があったが、平成二三年九月に京都市へ避難する際に退職したこと、避難後は、同年一二月から正社員として就労し、パート勤務の時より、収入が増えていることが認められる。平成二三年一〇月、十一月については、本件事故による避難に伴い、就労困難による収入減少が認められるが、避難前の基礎収入（月額六万九一九三円）を基準として、二か月分である一三万八三八六円の就労不能損害が認められる。

オ 避難雑費

（一二―一）及び次男の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、（一二―一）及び次男が避難していた平成二三年九月から平成二五年八月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、（一二―一）に生じた損害と認める。

カ 精神的損害（慰謝料）

（一二―一、二）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

（５） 既払金の充当

被告東電は、（一二―一、二）に対して各一二万円を支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、（一二―一、二）に対して各一二万円を、それぞれに生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号一二）の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

（６） 弁護士費用

弁護士費用は、（一二―一）につき一五万一一九円を、（一二―二）につき一万八〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

（７） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号一二）の認容額欄記載のとおりである。

一三 原告番号一三―一～三について

（１） 世帯の概要

（一三―一）は昭和四八年×月×日生まれの男性、（一三―二）は昭和五〇年×月×日生まれの女性、（一三―三）は平成一八年×月×日生まれの女性である。（一三―三）は、（一三―一、二）の子である。（一三―一～三）は、本件事故当時、茨城県つくば市において、自宅（持ち家）に居住していた。

（２） 避難の経緯

（一三―二）は、本件事故についてインターネットで情報収集していたが、茨城県においても、基準値を超える汚染や野菜が流通していることを知ったことに加えて、（一三―三）が高熱や鼻血を出すなどその体調にも異変があり、安全な幼稚園に通わせたいと考えたことから、避難を決意し、（一三―一～三）は、平成二三年五月二六日、茨城県つくば市から京都市へ避難した。

（３） 一時帰宅の経過

平成二七年五月、（一三―一～三）は、一時帰宅した。

（４） 損害額

（一三―一～三）は、自主的避難等対象区域外の居住者であり、その避難は、自主的避難区域の居住者の避難の場合と同等又は準じる場合ともいえないから、避難に伴う精神的損害は認められない。そして、その居住場所（茨城県つくば市）から福島第一原発までは約一七二kmの距離があり、本件事故直後の空間線量が特段高いと認めるに足りる証拠もないことから、本件事故による恐怖及び不安の点においても、慰謝料を認めるのが相当とまでは認められない。

（５） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号一三）の認容額欄記載のとおりである。

## 一四 原告番号一四一～四について

## (1) 世帯の概要

(一四一)は平成元年×月×日生まれの男性、(一四二)は平成元年×月×日生まれの女性、(一四三)は平成二三年×月×日生まれの男性、(一四四)は平成二二年×月×日生まれの男性である。(一四三、四)は、いずれも(一四一、二)の子である。本件事故当時、(一四一、二、四)は、福島県郡山市において借家に居住していた。また、(一四二)は(一四三)を妊娠中であった。

## (2) 避難の経緯

(一四一)は福島県郡山市のホームページで空間線量のデータを見て、危険と感じ、(一四二、四)への影響を心配していたが、知人からも小さな子が居たら避難した方がいいという助言を受けて、避難することを決意し、(一四一)は平成二三年五月二日、(一四二、四)は同月一日、それぞれ福島県郡山市から京都市へ避難した。

## (3) 一時帰宅の経過

平成二三年五月から平成二七年一〇月までの間に、(一四一～四)は、親族に面会する等の目的で、複数回、一時帰宅した。

## (4) 損害額

## ア 概要

(一四一、二、四)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年五月から平成二五年四月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一四)のとおりである。

## イ 避難費用

## (ア) 交通費

(一四一～四)が親族に面会する等の目的で一時的に要した費用については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

## (イ) 避難費用(避難交通費用)

(一四一、二、四)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号一四)のとおり、かかる損害額は(一四一)が二万二四〇〇円、(一四二)が二万〇八〇〇円と認めるのが相当である。(一四四)は避難時一歳であり、交通費を要したとは認められない。

## (ウ) 避難雑費

(一四一、二、四)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(一四一、二、四)が避難していた平成二三年五月から平成二五年四月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七二万円について、(一四一)に生じた損害と認める。

## ウ 生活費増加費用(家財道具購入費用)

(一四一、二、四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(一四一)に生じた損害と認められる。

## エ 精神的損害(慰謝料)

(一四一、二、四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一四一)は三〇万円、(一四二、四)は各六〇万円が相当である。(一四三)は、本件事故当時胎児であるが、避難時も胎児であるから、慰謝料の請求は認められない。

## (5) 既払金の充当

被告東電は、(一四一)に対して一二十万円、(一四二)に対して六四万円、(一四三、四)に対して各七二万円をそれぞれ支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、(一四一)に対して四九万九二〇〇円を、(一四二)に対して六二万〇八〇〇円を、(一四三)に対して四八万円を、(一四四)に対して六〇万円をそれぞれに生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一四)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

## (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(一四一)につき、六万九三二〇円を、(一四二)につき、〇円を、(一四三)につき、〇円を、(一四四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

## (7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一四)の認容額欄記載のとおりである。

## 一五 原告番号一五一～四について

## (1) 世帯の概要

(一五一)は昭和五六年×月×日生まれの女性、(一五二)は平成一三年×月×日生まれの男性、(一五三)は昭和五八年×月×日生まれの女性、(一五四)は平成三年×月×日生まれの女性である。(一五二)は、(一五一)の子であり、(一五三、四)は、(一五一)の妹である。本件事故当時、(一五一～四)は、(一五一、三、四)の祖父、父母とともに、福島県大沼郡会津美里町において自宅に居住していた。

## (2) 避難の経緯

平成二三年六月頃、(一五二)の学校内の空間放射線量の測定結果を聞いて、避難の必要性を感じ、(一五二)の健康を守るため、避難することを決意し、(一五一、二)は、平成二四年二月二四日に、(一五三、四)は、同年四月五日に、それぞれ福島県大沼郡会津美里町から京都市へ避難した。

## (3) 一時帰宅の経過

平成二四年七月から平成二七年八月までの間に、(一五一、二)は、冠婚葬祭や親族との面会のため、複数回、一時帰宅した。

## (4) 損害額

## ア 概要

(一五―三、四)の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係のあるものではないが、(一五―一、二)の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係があるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二四年二月から平成二六年一月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一五)のとおりである。

## イ 避難費用(交通費)

(一五―一、二)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額の範囲内で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号一五)のとおり、かかる損害額は原告の主張する合計二万九五〇五円(一万九六七〇円と九八三五円の合計額)とするのが相当であり、(一五―一)に生じた損害と認める。

## ウ 一時立入費用

(一五―一、二)が冠婚葬祭や親族との面会のため、一時帰宅に要した費用については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

## エ 生活費増加費用

## (ア) 家財道具購入費用

(一五―一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一五―一)の父母らと世帯を分離したことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(一五―一)に生じた損害と認められる。

## (イ) 生活費増加費用

前記のとおり、平成二四年二月から(一五―一、二)と(一五―一)の父母らと世帯を分離して生活することになったのであるから、光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一か月あたり三万円を認め、合計七二万円について、(一五―一)に生じた損害と認める。

## オ 避難雑費

(一五―一、二)の避難に伴い、一時立入費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(一五―一、二)が避難していた平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(一五―一)に生じた損害と認める。

## カ 精神的損害(慰謝料)

(一五―三、四)について、いずれも避難の相当性はないから、避難に伴う精神的損害は認められない。そして、自宅から福島第一原発までは約一〇五kmの距離があり、福島第一原発一〇〇km圏内の外にあるし、空間線量も、平成二三年四月には減少傾向となっているから、慰謝料は認められない。一方、(一五―一、二)については、(一五―二)の橋本病の関係で、自主的避難等対象区域居住者の避難に準じる避難が認められるから、慰謝料を認めるのが相当である。その額は、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一五―一)は一〇万円、(一五―二)は二〇万円を認めるのが相当である。

## (5) 弁護士費用

弁護士費用は、(一五―一)につき、一六万二九五円を、(一五―二)につき、二万円を、(一五―三)につき、〇円を、(一五―四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

## (6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号一五)の認容額欄記載のとおりである。

## 一六 原告番号一六―一、二について

## (1) 世帯の概要

(一六―一)は昭和四七年×月×日生まれの女性、(一六―二)は平成二〇年×月×日生まれの女性である。(一六―二)は、(一六―一)の子である。本件事故当時、(一六―一、二)は、(一六―一)の夫と福島県二本松市において借家に居住していた。(一六―一)は、平成二三年七月、夫と離婚し、(一六―一、二)はそれ以降、福島市において(一六―一)の実家に居住していた。

## (2) 避難の経緯

平成二三年三月二日、友人の連絡をきっかけとして避難を考えるようになり、(一六―一、二)は、平成二三年三月一九日、地震のため、一時避難していた福島市から新潟県へ避難し、同月二二日福島県二本松市に戻った。その後、インターネットで情報収集をしていくうちに、危険かもしれないと感じるようになり、短期ではなく、長期の避難をする決意をし、(一六―一、二)は、平成二三年一月九日、福島市から京都市へ避難した。(一六―一)は、福島県伊達市の工房で陶芸教室、陶器の制作を行っていたが、上記避難により、それらを止めることとなり、生きがいを失ったように感じている。ただし、京都市では、平成二四年四月から平成二五年三月まで、京都府立B専門学校で学び、同校を修了している。なお、放射線や避難についての考え方の違いもあり、夫とは、平成二三年七月に離婚し、(一六―一、二)は福島市の実家へ戻った。

## (3) 一時帰宅の経過

平成二三年一月から平成二七年八月までの間に、(一六―一、二)は、複数回、帰省等の目的で、福島市へ一時帰宅した。

## (4) ADR 手続における和解

平成二八年八月三日、(一六―一、二)ほか二名と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は二〇〇万〇一六円の支払義務を認め、中間指針追補に基づく既払金八四万円を控除した残額の一一六万〇一六円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

## (5) 損害額

## ア 概要

(一六一、二)の新潟県及び京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、新潟県への避難に要した交通費のほか、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年一月から平成二五年一〇月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一六)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。なお、ADR手続における和解は、(一六一、二)ほか二名と被告東電との間のものであるから、和解額には、上記のほか二名が含まれている可能性があるが、その詳細及び(一六一、二)の分との関係は明らかではないから、和解額は、上記のほか二名に対する直接請求分各八万円の合計額一六万円を除いては、(一六一、二)の損害を前提として(一六一、二)に支払われたものと解する。

### イ 避難費用

#### (ア) 移動費用(交通費)

(一六一、二)の新潟県及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一六)のとおり、かかる損害額は合計四万四八〇〇円と認めるのが相当である。これは(一六一)に生じた損害と認められる。

#### (イ) 移動費用(宿泊費)

(一六一、二)の新潟県への避難の際、宿泊費一万五〇〇〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、宿泊費は本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一六一)に生じた損害と認める。その余の宿泊費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

#### (ウ) 引越関連費用

(一六一、二)が京都市へ避難する際、引越代金四万三〇〇〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、引越代金も本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一六一)に生じた損害と認める。その余の引越費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

#### (エ) 一時立入費用

(一六一、二)が帰省等のため、一時帰宅に要した費用三一万二〇〇〇円については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一六一)に生じた損害と認める。

#### (オ) 家財道具喪失損害

(一六一)は、陶芸工房の設備及び道具の価値を喪失したとして、損害を被った旨主張するが、本件事故により、価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。

#### (カ) 避難雑費

(一六一、二)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(一六一、二)が京都市に避難していた平成二三年一月から平成二五年一〇月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(一六一)に生じた損害と認める。

### ウ 就労不能損害

(一六一)は、陶芸教室や作陶による収入として、平成二二年の申告所得額は三九万七〇五五円であったが、避難後はそれによる収入がなくなったこと、就職活動を開始して二か月後の平成二五年七月から平成二八年六月まで避難先において就職し、平成二五年八月は八万五二九一元、同年九月は九万〇七八四円の収入を得たことが認められる。平成二三年一月から平成二五年七月末日(同月は収入はない。)までの間については、本件事故による避難に伴い陶芸教室や作陶による収入がなくなったものと認められるが、その間、平成二四年四月から平成二五年三月まで、B専門学校で学ぶ選択をしていること、就職活動を開始して二か月後には、就職して本件事故前よりも多い収入を得ていることからすると、避難前の基礎収入(月額三万三〇八八円)を基準として、収入がなくなった分全てを就労不能損害と認めるのは相当ではなく、収入がなかった期間(平成二三年一月から平成二五年七月末日まで二か月)の収入喪失分の半額を認めるのが相当である。その額は、三四万七四二四円(=三万三〇八八円×二÷二)である。

### エ 検査費用

(一六一、二)が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として二万〇一三〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(一六一、二)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(一六一)の主張する六四六〇円の限度で、(一六一)に生じた損害と認める。

### オ 精神的損害(慰謝料)

(一六一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一六一)は三〇万円、(一六一二)は六〇万円が相当である。

#### (6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(一六一)に対して一二十万円、(一六一二)に対して七二十万円を支払っていること、(一六一、二)ほか二名に対して、ADR手続において、二〇〇万〇一六円(うち八四万円(一六一)に対する八万円、(一六一二)に対する六〇万円、ほか二名に対する各八万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、一六万〇一六円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら(一六一、二)に対する既払金合計二〇〇万〇一六円(一二十万円+七二十万円+一六万〇一六円)のうち、(一六一)に対して一四〇万〇一六円を、(一六一二)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一六)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### (7) 弁護士費用

弁護士費用は、(一六一)につき、七万三一一三円(一万四八五七円とADR手続分五万八二五六円の合計額)を、(一六一二)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

#### (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一六)の認容額欄記載のとおりである。

## 一七 原告番号一七〇一、二について

## (1) 世帯の概要

(一七〇一)は昭和四八年×月×日生まれの女性、(一七〇二)は平成一五年×月×日生まれの男性である。(一七〇二)は、(一七〇一)の子である。本件事故当時、(一七〇一、二)は、(一七〇一)の両親とともに、福島市において自宅に居住していた。

## (2) 避難の経緯

(一七〇一)は、(一七〇二)の通う小学校が屋外授業を再開することに不信感を持ち、また行動範囲が広がる(一七〇二)が、(一七〇一)の禁止していた土遊びをしていることで、福島県で子を放射線から守ることに限界を感じたため、(一七〇二)を避難させることにし、これを受けて、(一七〇二)は、平成二三年七月二〇日、福島市から京都市へ避難した。(一七〇二)は、里親宅に居住した。(一七〇一)は、平成二四年三月一四日、福島市から京都市へ避難し、(一七〇二)を引き取って同居した。

## (3) 面会交流の経過

平成二三年七月から平成二四年一月までの間に、(一七〇一)は、一五回、(一七〇二)と面会交流する目的で、京都市を訪問した。

## (4) ADR 手続における和解

平成二六年二月二日、(一七〇一、二)ほか二名と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四三五万三二八二円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金八四万円を除いた残額の三五一万三二八二円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、各損害項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

## (5) 損害額

## ア 概要

(一七〇一、二)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、(一七〇二)の避難に伴う損害及び(一七〇一)が京都市へ避難した日を含む月である平成二四年三月から平成二六年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一七)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。ADR 手続における和解は、(一七〇一、二)ほか二名と被告東電との間のものであるから、和解額には、上記のほか二名が含まれている可能性があるが、その詳細及び(一七〇一、二)の分との関係は明らかではないし、原告本人尋問もできていないから、和解額は、上記のほか二名に対する直接請求分各八万円の合計額一六万円を除いては、(一七〇一、二)の損害を前提として(一七〇一、二)に支払われたものと解する。

## イ 避難費用

## (ア) 交通費

(一七〇一、二)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一七)のとおり、かかる損害額は合計七万二八〇〇円と認めるのが相当であり、これは(一七〇一)に生じた損害と認められる。なお、(一七〇二)の避難には(一七〇一)が同行しており、これ自体は避難とは認められないものの、(一七〇二)が年少者であり、単身で避難したことを考慮し、(一七〇一)が同行に要した費用も、(一七〇二)の避難交通費に含めることとする。

## (イ) 宿泊費・謝礼金

(一七〇一、二)の避難生活の際に要した宿泊費、謝礼金は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は宿泊費については合計九万九八〇〇円、謝礼金については九万円と認めるのが相当であり、これは(一七〇一)に生じた損害と認められる。

## (ウ) 面会交通費

(一七〇一)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一七)のとおり、(一七〇一)が(一七〇二)に面会するために要したと認められる合計七万六八〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(一七〇一)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

## (エ) 避難雑費

(一七〇一、二)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成二三年七月から平成二四年二月までの間は(一七〇二)の避難分として八万円を、平成二四年三月から平成二六年二月末日までの間は、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計五六万円(八万円と四八万円の合計額)について、(一七〇一)に生じた損害と認める。

## ウ 生活費増加費用

## (ア) 生活費増加費用(二重生活)

平成二三年七月から平成二四年三月までの間、(一七〇一)と(一七〇二)は世帯分離を生じていたと認められるが、(一七〇二)の滞在先に前記謝礼金を支払っていたことを踏まえると、それを超えて生活費が二重に必要となったと認めるに足りる証拠はない。しかし、(一七〇一、二)は、福島市では(一七〇一)の両親とともに、福島市において自宅に居住していたのであるから、京都市での生活は、(一七〇一)の両親との関係では、世帯分離となり、二重生活に伴う生活費増加費用が、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その額は七〇万円を相当と認める。

## (イ) 生活費増加費用(家財道具購入費用)

(一七〇一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、京都市での同居によって世帯全体で避難したと評価できるが、(一七〇一)の両親との関係では、世帯分離となるから、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(一七〇一)に生じた損害と認められる。

## (ウ) 学費増加分

(一七〇二)の避難に伴う転校によって増加した学費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一七万七〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(一七〇一)に生じた損害と認められる。

## (エ) 放射線量計購入費用

本件事故により(一七一一)が購入した放射線量計購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は五万二五〇〇円と認めるのが相当であり、これは(一七一一)に生じた損害と認められる。

## (オ) 検査費用

(一七一一、二)が、被ばくの身体への影響を検査するために支出した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三六七五円と認めるのが相当であり、これは(一七一一)に生じた損害と認められる。

## エ 就労不能損害

(一七一一)は、避難前には、正社員として年額二六六万二〇〇〇円の収入を得ていたが、避難により、パートに出たものの、収入減少があったと認められ、その額は、一三三万〇九九九円であり、これを就労不能損害と認める。

## オ 精神的損害(慰謝料)

(一七一一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(一七一一)は三〇万円、(一七一二)は六〇万円が相当である。

## (6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(一七一一)に対して一二十万円、(一七一二)に対して七二十万円を支払っていること、(一七一一、二)ほか二名に対して、ADR手続において、四三五万三二八二円(うち八四万円(一七一一)に対する八万円、(一七一二)に対する六〇万円、ほか二名に対する各八万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、三五一万三二八二円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計四三五万三二八二円のうち、(一七一一)に対して三七五万三二八二円を、(一七一二)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一七)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

## (7) 弁護士費用

弁護士費用は、(一七一一)につき、一六万七三七五円(六万五〇四七円とADR手続分一〇万二二三二八円の合計額)を、(一七一二)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

## (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一七)の認容額欄記載のとおりである。

## 一八 原告番号一八について

## (1) 世帯の概要

(一八)は昭和四七年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(一八)は、(一八)の長女(平成一三年×月×日生まれ。以下、一八においては、「長女」という。)及び次女(平成一五年×月×日生まれ。以下、一八においては、「次女」という。)とともに、福島県南相馬市において自宅(借家)に居住していた。平成一八年以前は、(一八)は、夫(平成二六年離婚成立)の仕事の関係で、京都に居住していた。

## (2) 避難の経緯

平成二三年三月一日、職場の同僚から、福島第二原発で働いている息子が逃げろと言っていたというのを聞き、また、同月二日、防災無線が窓を閉めるようアナウンスしているのを聞いて、同日午後七時頃、子らを放射能汚染から守るため、避難することを決意し、(一八)は、長女、次女及び両親とともに、平成二三年三月一日、福島県南相馬市から福島市へ避難した。同年四月二日、(一八)は、長女及び次女とともに、福島市から京都市へ避難した。

## (3) 一時帰宅の経過

平成二三年三月、(一八)は二回、一時帰宅した。

## (4) ADR手続における和解

平成二五年二月二日、(一八)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は六五八万二九三三円の支払義務があることを認め、既払金一三〇万円を除いた残額の五二八万二九三三円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、日常生活阻害慰謝料の項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

## (5) 損害額

## ア 概要

(一八)、長女及び次女は、避難指示によらないものの、事後に緊急時避難準備区域に指定された区域から避難を実施しており、相当と認められるから、避難に伴う損害として、以下のとおり損害額を認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一八)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

## イ 避難費用

## (ア) 移動交通費

(一八)の福島市及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一八)のとおり、かかる損害額は合計四万六〇〇〇円と認めるのが相当である。

## (イ) 家財道具移動費用

(一八)の避難生活の際に要した家財道具移動費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一八万二六〇円と認めるのが相当である。

## (ウ) 一時立入費用

(一八)が一時立入りに要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は七万九〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(一八)に生じた損害と認められる。

## (エ) 家財道具価値喪失損害

(一八)の居住していた緊急時避難準備区域は、平成二三年九月三〇日に解除されていることからすれば、自宅に残した家財道具について、価値減少や喪失を認めることはできない。

## ウ 生活費増加費用